別表六の二（三）付表　記載要領

この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の９第１項から第３項まで（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表六の二㈢付表１から別表六の二㈤付表までを削る。

別表六の二㈣の表中「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(六)付表「１」の合計）」を「試験研究費の額の合計額（各連結法人の別表六の二(四)付表「１」の合計）」に、「比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「12」の合計）」を「比較試験研究費の合計額（各連結法人の別表六の二(五)「10」の合計）」に、「平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二(七)「５」の合計）」を「平均売上金額の合計額（各連結法人の別表六の二(五)「５」の合計）」に、「調整前連結税額超過構成額」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十二)「13の②」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十)「７の③」）」に改め、同表を別表六の二㈣とする。

別表六の二㈣付表の表中「各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二(七)「12」）」を「各連結法人における比較試験研究費の額（別表六の二(五)「10」）」に、「試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(六)「21」）×(3)/(4)」を「試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(四)「21」）×(3)/(4)」に、「平均売上金額（別表六の二(七)「５」）」を「平均売上金額（別表六の二(五)「５」）」に、「平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(六)「21」）×(8)/(9)」を「平均売上金額の10％相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額（別表六の二(四)「21」）×(8)/(9)」に改め、同表を別表六の二㈤付表とする。

別表六の二㈡の表中「試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除における各連結法人の平均売上金額の計算、特別試験研究費の額及び比較試験研究費の額の計算に関する明細書」を「試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除における各連結法人の平均売上金額の計算及び比較試験研究費の額の計算に関する明細書」に改め、同表の一中「平均売上金額（(4)の計）÷（１＋売上調整年度数）」を「平均売上金額（４の計）÷（１＋売上調整年度数）」に改め、同表の二を次のように改める。